宮古市在宅子育て支援金のご案内

保育所などを利用しないで３歳の誕生月までの児童を養育している方に対し、経済的な支援を行うため、子育て支援金の給付を行います。

対象者

対象は**以下のすべてに該当する方**

① ３歳の誕生月までの児童を養育している父または母
② 対象の児童と同居し、宮古市に住所がある
③ 保育所などを利用していない

支給額

対象児童１人あたり月額　**１万５千円**

支給期間

対象児童の年齢が、出生月から満３歳に到達する月までの間

ただし、次の場合は支給期間内であっても、**対象外**となります。

- 対象児童が市外へ**転出**または、**保育所などに入所した**場合
- 対象児童を**養育しなくなった**場合

支給方法

原則として、**当月分を翌月末**に指定口座へ振り込みます。

（例）　７月分の振込は８月末

※申請時期によっては、翌々月になることもあります。

申請方法

申請書に必要事項を記入し、**こども家庭センター子育て支援係**へ提出してください。（郵送可）

提出書類

・宮古市在宅子育て支援金支給申請書（様式第１号）
・振込先口座番号が確認できる**通帳のコピー**（申請者名義に限る）

申請期限

出生（転入・保育所退所）の日から　**１か月以内**

問い合わせ先／申請先

市役所　こども家庭センター　子育て支援係

〒027-8501　宮古市宮町一丁目１番30号　　☎0193-68-9084